

議第 6 1 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布されました。

同法を受け、呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 3 2 年呉市条例第 3 号）の一部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日に施行する必要がありました。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容等

(1) 個人の市民税

課税特例の延長

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（※ 1）

適用期限を 3 年延長しました（令和 6 年度→令和 9 年度）。

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※ 2）

適用期限を 3 年延長しました（令和 5 年度→令和 8 年度）。

※ 1 家畜市場において 1 0 0 万円未満で売却されるものなど、一定の肉用牛売却所得について免税とするもの

※ 2 課税長期譲渡所得 2, 0 0 0 万円以下の部分について税率を軽減（本則 3 パーセント、特例 2. 4 パーセント）するもの

(2) 軽自動車税

「種別割のグリーン化特例」の適用期限の延長

種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）について取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例）について、次のとおり、その適用期限を延長しました。

ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（おおむね税率 7 5 パーセント軽減）
3 年延長（令和 5 年度→令和 8 年度）

イ ガソリン軽自動車（営業用乗用車に限る。）

(ア) 2 0 3 0 年度基準 9 0 パーセント達成（おおむね税率 5 0 パーセント軽減）
3 年延長（令和 5 年度→令和 8 年度）

(イ) 2 0 3 0 年度基準 7 0 パーセント達成（おおむね税率 2 5 パーセント軽減）
2 年延長（令和 5 年度→令和 7 年度）

(3) 固定資産税・都市計画税

ア 平成 3 0 年 7 月豪雨に係る特例措置の継続

被災住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置（災害により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなして固定資産税・都市計画税を軽減する措置）は令和元年度から令和 4 年度まで適用されてきましたが、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正により、この適用期間が更に 2 年間延長されましたので、引き続き当該土地に係る住宅用地の申告を不要としました。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

地方税法（以下「法」といいます。）における「わがまち特例」関連条項の改正に伴い、次の表に示すとおり規定の整備を行いました。

(ア) 法改正により対象施設等の条項が削除されたもの

条例においても同様に、該当条項を削除しました。

(イ) 法改正により特例措置の適用期限が延長されたもの

本市において当該特例の適用がある対象施設等については、参酌基準等の変更はないので、これまでと同一の特例率を適用することとしました。

| 対象施設等 | 法が規定する特例の割合の基準又は範囲 | 特例率 | 法改正の内容 |
|-----------------|----------------------------|------|--------|
| 企業主導型保育事業用施設 | 2分の1を参酌して、3分の1以上 3分の2以下 | 3分の1 | 1年延長 |
| サービス付き高齢者向け賃貸住宅 | 3分の2を参酌して、2分の1以上 6分の5以下 | 3分の2 | 2年延長 |
| 浸水防止用設備 | 3分の2を参酌して、2分の1以上 6分の5以下 | 3分の2 | 3年延長 |
| 認定先端設備等 | 零以上2分の1以下 | 零 | 条項削除 |

(4) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

令和5年4月1日